

# JCP 神奈川県議会議員団NEWS 2023 年 期 No. 13

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁内  
TEL : 045-210-7882 FAX : 045-210-8932

URL <http://www.jcp-kanagawa.com/>  
mail : [jcp.kanakengidan@gmail.com](mailto:jcp.kanakengidan@gmail.com)

## 第2 回定例会

### ■木佐木忠晶県議の文書質問 と県の答弁 (要点抜粋)

大山奈々子県議

(横浜市港北区)

井坂新哉県議

(横須賀市)

木佐木忠晶県議

(横浜市鶴見区)

#### 【1】 地方自治法の改正 (国の自治体への指示権拡大) に関して

##### 1) 地方自治法改正における立法事実の認識について

Q : ①コロナ禍で、国の指示がなければ收拾がつかない事態が生じたのか。②国の指示権が発動されても、全国最下位クラスの本県の医療提供体制では、他県と同じ対応が可能だったか。

A : ①東京都の休業要請に他の自治体が追従せざるを得なかったことや、休業要請で国から補償の考え方が示されず、都道府県で協力金の対応にばらつきが生じたなどが挙げられる。②もし国の指示権が地方自治体の自主性・自律性に配慮されたものであれば、県内の医療提供体制を踏まえて同様の適切な対応を行うことができたと考える。

##### 2) 国の補足的指示権に対する知事の認識について

Q : ①国の指示権拡大は、濫用の危険のない確実な担保があるとの認識か。②(自治体の)自治事務にまで国の関与を広げる改正は、憲法の地方自治の本旨に反するとの認識があるか。

A : ①国会への事後報告が義務付けられ、事前に地方自治体と必要な調整を行うとされている。こうした運用がなされれば国の指示権行使に対する一定の歯止めになると考える。②国の指示は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」での特例であり、必要最小限度の範囲で行使されることで、地方自治体の自主性・自立性にも配慮されるものと考えている。



【団 長】



【副団長】



【政務調査会長】

#### 【2】 離婚後共同親権に関して

##### 1) 離婚後共同親権による本県への影響について

Q : ①離婚後共同親権となった際に、別居親の資力も要件となる県の支援策はいくつあるのか。②裁判所が共同親権を定めても別居親から経済的協力が得られない場合は単独親権と同様に扱うべきと考えるが、県の対応方針を伺う。

A : ①例えば私立学校の学費補助が想定される。具体的取扱い、国の検討状況や動向を注視し必要な情報収集に努める。②別居親から経済的協力が得られない場合の取扱いも詳細は示されていないので、国の検討状況や動向を注視し必要な情報収集に努める。

##### 2) 子どもの最善の利益のために離婚後共同親権の見直しを国に求めることについて

Q : ①離婚後共同親権により、これまでと異なる対応が必要となるものは何か。②離婚後共同親権に対する懸念や危険を排することは可能と考えるか。③子どもの最善の利益を考えれば、成立した離婚後共同親権を見直すよう国に求めるべきだが、知事の認識を伺う。

A : ①これまでと異なる対応は、例えば児童相談所の業務などにおいて、父母双方の同意が必要となることは想定される。②種々の懸念や危険を排することが可能かについて、国の検討状況や動向を注視し必要な情報収集に努める。③法律の見直しを国に求めることについては、国における課題の整理や検討状況を注視している状況であることから、現時点では考えていない。

#### 【3】 子どもの権利条約・こども基本法に関して

##### 1) 憲法・子どもの権利条約・こども基本法の理念を実現するための県の取り組みについて

Q : 子どもの権利に関する総合的な条例制定と権利救済機関の設置が必要と考えるが、知事の見解を伺う。

A : 子ども・子育て支援推進条例の改正を検討している。差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重の4つの原則を盛り込み、子どもの目線に立った施策を推進する条例としたい。子ども専用の電話相談窓口を設置し悩み事の相談を受けており、適切な支援を行う機関につなぐことで子どもの権利の救済に取り組んでいる。

## 2) こども基本法の理念に相反する県の対応について

Q: こども基本法の理念を實踐する立場に立ち、(朝鮮学園に通う生徒・保護者への)学費補助支給の差別的取り扱いをやめるべきと考えるが、見解を伺う。

A: 県としては拉致問題の明確な記述のある教科書の改訂を確認したら交付する考えであり、これまでの県のスタンスに変更はない。

---

## [4] 不妊治療への支援のさらなる充実について

Q: ①不妊治療の助成制度の活用を広げるために、どのような取り組みを考えているのか。②助成対象を広げ、年齢や回数の制限を撤廃すべきと考えるが、知事の意気込みを伺う。

A: ①この補助は市町村と連携して行うため、全ての市町村で実施するよう引き続き積極的に働きかける。市町村の情報を県のホームページでも案内し、多くの県民が活用できるよう周知に努める。②補助対象の拡大や年齢や回数の要件については、保険適用や先進医療の対象となる治療の範囲等の状況を注視し、必要に応じて検討する。

---

## [5] こども医療センターを利用する県民の負担軽減について

Q: 県立病院機構への交付金を増額し、駐車料金の値上げなど利用者の負担増とならないようにすべきだが、知事の考えを伺う。

A: 駐車場の維持運営は法人自らの経営努力で行うべき。県の負担金の支出は考えていない。

---

## [6] 地域公共交通確保のための県の取り組みについて

Q: 住民の日常生活に不可欠な地域公共交通の維持には、利便性の向上が不可欠だ。予算措置、調整や連携の主導など広域自治体である県の役割が問われているが、県独自の方策を伺う。

A: 県は広域自治体として、複数の市町村を通る広域性のあるバス路線の運行経費の一部を補助し、バス協会に対して運転手確保の交付金を活用して支援している。A I オンデマンド交通等の先進的な取組事例や国の補助制度の紹介など、市町村の検討が進むよう支援している。地域の足の確保には様々な移動手段の活用が必要なことから、神奈川版ライドシェアの導入効果の検証や、バスの減便が顕著な県西地域で自動運転バスの導入を検討している。

---

## [7] 酪農業に関して

### 1) 酪農業の意義について

Q: 酪農業の存在意義をどう捉えているか、知事の認識を伺う。

A: 本県の酪農業は年間約 73 万人分相当の生乳を生産し、県民の食生活に大きく貢献している。いのちや食を大切に育てる「食育」の機能も担っている。自給飼料生産を通じて循環型農業、農地の維持・活用にも大きく貢献しており、その存在は重要なものと捉えている。

### 2) 酪農業への支援について

Q: ①酪農業の公益性に鑑み、国の財政支援がない場合に県単独で酪農家の経営存続のために緊急の支援を検討すべきと考えるが、知事の認識を伺う。②為替相場や気象条件に大きく左右される業種に対して恒常的に財政支援制度を設けるべきと考えるが、見解を伺う。

A: ①物価高騰の影響を強く受ける農林水産業者等に対して、直接的支援が必要と考えている。令和 4 年度、5 年度に、輸入飼料価格高騰分の一部を県単独事業で緊急的に支援した。6 月補正予算案にも、酪農業を支援するため、国の財政支援がない輸入乾牧草の購入支援を計上した。②為替や天候による価格変動に対応するため、国の配合飼料価格安定基金制度について、飼料価格が高止まりしても交付されるよう、全国知事会を通じて制度改善を要望している。

---

## [8] 自治体の人材確保に関して

### 1) 自治体の人材確保のための県内市町村の地域手当について

Q: ①県内の町村会は(地域手当に関わる)特別交付税の減額措置をやめるよう国に意見を出している。県も国にせめて減額措置をやめるよう強く迫る必要があると思うが、見解を伺う。②地域手当の在り方を抜本的に見直すことも必要と思うが、見解を伺う。

A: ①地域手当の支給割合が高い市町村人材が流出している。国に様々な機会を通じて支給地域の広域化や特別交付税の減額措置の見直しなどを要望してきた。②令和 7 年 4 月に見直しが予定され、支給地域の広域化、特別交付税の減額措置の見直しも議論されている。地方の実態を踏まえた見直し内容とされるか国の動向を注視し、市町村と適切に情報共有を図っていく。

### 2) 県と市町村との人事交流について

Q: 県内市町村を支援するため人材派遣を強めることが必要と思うが、見解を伺う。

A: 県内全域で効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、広域自治体としての役割を果たすことが必要と考える。この考えのもと、令和 2 年度から土木職や保健師など専門人材を県から派遣し、令和 6 年度は 12 市町村に 12 名の職員を派遣している。県でも専門人材は十分に確保できておらず、直ちに市町村の派遣規模を拡大することは難しいが、市町村のニーズを的確に把握しつつ、着実に取組を進めていく。